

令和7年7月29日

事業主様
被保険者様

サンヨー連合健康保険組合

令和7年台風第8号に伴う災害にかかる一部負担金等の取扱いについて

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府は今回の災害において、下記の市町村に対して災害救助法の適用を決定しました。

この決定をふまえ、当該の市町村に在住する世帯の当健保被保険者および被扶養者に係る一部負担金の取扱等について、下記の措置を講じることをお知らせいたします。

— 記 —

1. 適用市町村

【沖縄県】島尻郡南大東村・島尻郡北大東村

2. 措置内容

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の免除
- ② 被災により資格確認書等を紛失した場合の再交付

3. 上記①の対象となる被災

災害救助法の適用を受けた市町における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

4. 適用期間

災害発生日から原則3ヶ月間

5. お問い合わせ先

サンヨー連合健康保険組合 業務課 中尾 TEL 06-6484-5822

以上